

○国土交通省令第七十一号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百三十二号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二十七の項中

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面 料の種別及び寸法
耐火構造等の構造詳細図 令第一百十二条第二項の規定 に適合することの確認に必 要な図書	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材 料の種別及び寸法 令第一百十二条第二項に規定する防火上支障 がないものとして国土交通大臣が定める部 分に該当することを確認するために必要な

の構造、材

を

事項

耐火構造等の構造詳細図

界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法

に、

を

耐火構造

令第百十  
に適合す  
要な図書

等の構造詳細図

界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法

四条第二項の規定  
ることの確認に必

令第百十四条第二項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。